

甲第 1 号証の1

				決 裁 区 分	
				所長	
分類記号	32107 - 900000019			保存期間	年
起 案 日	平成14年 5月23日	校 合 公 印	文書番号	第 号	
決 裁 日	29		発送部数		発送済印
文書の日付					
処理期限		県 公 報 登 載			
起 案 者	科学技術振興センター総合研究企画部 ナレッジ研究グループ 総合研究企画部主幹 河合 真 (電話:)			取扱区分	
あ て 先				発信者名	
				公 印	不要
標 題	産業廃棄物抑制産官共同研究事業に係る共同研究審査委員会の開催と選考基準について (伺い)				
決 裁	理事兼所長  研究企画監  総括ナレッジ  研究評価監  部 長  ナレッジ推進監  主 査  プロジェクト推進監  副参事 				
合 議					

注 回議は、必要最小限の範囲に止めること。

甲第 / 号証の2

事 務 連 絡

平成14年5月 日

保健環境研究部長
工業研究部長
農業研究部長
畜産研究部長
林業研究部長
水産研究部長 様

総合研究企画部ナレッジ研究グループ

産業廃棄物抑制に係る産官共同研究事業共同研究申請書について（送付）

このことについて、5月31日開催の研究推進マネジメント会議の折、審議いただきます共同研究申請書を下記のとおり事前に送付します。

記

送付資料

- (1) 産業廃棄物抑制に係る産官共同研究事業選考基準
- (2) // 産官共同研究評価表
- (3) // // 申請テーマ一覧表
- (4) 共同研究申請書（写） 6課題分

事務担当 総合研究企画部

ナレッジ研究G 河合

TEL0593-29-3622 FAX0593-29-8017

産廃廃棄物抑制に係る産官共同研究申請テーマ一覧表

5月17日現在

番号	申請者	研究課題	研究内容	実施機関	研究経費	備考
1	石原産業㈱四日市工場 四日市市石原町	含鉄資材(フェロシ ルト・MT酸化鉄) の茶園等農業用土壌 改良資材への活用技 術の開発	含鉄資材を、伊勢茶ブランド化のための葉 色向上等を図るため、本資材の施用におけ る茶樹の生育、荒茶品質等への影響を検討 し、効果的な施用法を確立する。	農業研究部 茶葉研究室 小笠原一城久 青	350 千円	県内最大の産廃施設 であるアアイで ンクレイ(現在、年 も5〜6万ト)を資材 最終処分)を開業製 化する技術を開発 し、含鉄資材を製 品化する技術を開 発し、含鉄資材を い、含鉄資材を める。
2	石原産業㈱四日市工場 四日市市石原町	含鉄資材(フェロシ ルト・MT酸化鉄) の花壇苗、野菜苗、活 水稲育苗への活用 技術の開発	○春作、秋作花壇苗の生育促進・葉色向 上への影響を検討する。質に及 ○野菜苗の生育促進・葉色向上等品質に及 ぼす影響を検討する。適用技術の確立 ○水稲育苗への適用技術の確立、苗立 への効果を検討する。	農業研究部 園芸グループ、他3名 磯田正行、他3名 作物グループ、他1名 神田幸英、他1名 伊賀農業研究室 北野順一他1名	760 千円	基礎的研究は既に 社内で行われている。
3	石原産業㈱四日市工場 四日市市石原町	含鉄資材(フェロシ ルト・MT酸化鉄) を用いた汚泥処理方 法	含鉄資材を下水処理汚泥の固液分離助剤 あるいは脱臭剤とする利用用途開発を行 う。	保健環境研究部 資源循環グループ 高橋正昭 加藤進	480 千円	

甲第 / 号証の3

甲第 / 号証のタ

別表第 2

小課題	分 担	所 属 名	職 名	氏 名
茶園における施 用技術の確立	三重県科学技術 振興センター	農業研究部 茶業研究室	室長 主幹研究員	小笠原一城 青 久
	石原産業	資源化技術開発 グループ		

甲第 2 号証の1

				決 裁 区 分	
				所長	
分類記号	43103 - 900000062			保存期間	30年
起 案 日	平成17年 3月 9日	校 合 公 印	文書番号	437	
決 裁 日	平成17年 3月 10日		発送部数	発送済印	
文書の日付	平成17年 3月 11日				
処理期限	平成 年 月 日	県 公 報 登 載			
起 案 者	科学技術振興センター総合研究企画部 研究評価G 主査 輪田 健二 (電話:)			取扱区分	通常
あ て 先				発信者名	所長
				公 印	不要
標 題	特許の審査請求及び早期審査について				
決 裁	理事兼所長  研究評価監  主査  総括室長  総合研究企画部長  経営推進監  温美主事 				
合 議					

注 回議は、必要最小限の範囲に止めること。

甲第 2 号証の2

このことについて、下記のとおり特許出願した案件について審査請求及び早期審査依頼をしてよろしいか。

決裁のうえは、No.1とNo.2の案件については第2案により ；に、No.3の案件については第3案により ；に、No.4の案件については第4案により ；に、No.5とNo.6の案件については浅村弁護士に、手続きを依頼いたしたい。No.7～13の案件については総合研究企画部で手続きをします。

記

1 事業名：研究評価費

細事業名 特許等取得推進事業費

2 審査請求及び早期審査依頼案件（別紙参照）

別表のとおり 13案件（1案件は審査請求済み）

うち2案件については早期審査依頼

3 経費

合計 約60万円

4 審査請求するかどうかの判断基準

（1）特許出願した案件については、出願から1年半が経過した時点で、再度先行出願調査を実施し、出願審査請求するかどうかを判断する。明らかに先行技術があった場合や価値がないと判断された場合には出願審査請求しない。

（2）ただし、実施許諾がある場合には、その時点で出願審査請求するかどうかを判断する。交渉中、又は引き合いがある場合についても同様の扱いとする。

（3）共同出願の場合は、相手先の意向を重視する。

